

## 岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高等学校等を中途退学した後、再び県内の公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（高等学校等定時制・通信制（以下「高等学校等（定通）」という。）は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して給付する岩手県公立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に定めるものをいう。
- (2) 保護者等 法第3条第2項第3号、同法施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第1項、同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第2条第2項に定める者をいう。

### (対象者)

第3条 学び直し支援金の給付の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県内の公立高等学校（専攻科並びに別科を除く。）に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者（法第3条第2項第2号に該当しない者であって、省令第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については本号は適用しない。）
- (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金の支給の対象者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）に限る。）
- (6) 高等学校等を退学したことがある者
- (7) 再入学した高等学校が単位制の高等学校である場合は、当該単位制高等学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校における就学支援金の支給単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
- (8) 前各号のいずれにも該当することとなったときから、高等学校等に在学した期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者
- (9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当し

ない者)

(給付申請及び認定)

第4条 受給資格者は、学び直し支援金の給付を受けようとするときは、個人番号を利用する受給資格者については、様式第1号(その1)による申請書に、省令第3条第1項に規定する保護者等の個人番号カードの写し等を、個人番号を利用しない受給資格者については、様式第1号(その2)による申請書に、省令第3条第1項に規定する保護者等の課税証明書等を添付して、校長(受給資格者が市町村立高等学校に在学する場合にあっては、岩手県教育委員会(以下「県教育委員会」という。))。以下同じ。)に申請し、その認定を受けなければならない。

2 校長は、前項の認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を当該申請を行った者に対し、様式第2号による資格認定通知又は様式第3号による資格不認定通知により通知しなければならない。

(給付額)

第5条 学び直し支援金の給付の額は、就学支援金に相当する額とする。

(給付期間)

第6条 学び直し支援金の給付期間は、第3条第1号から第7号の各号のいずれにも該当することとなったときから、高等学校等に在学した期間を通算して12月(高等学校等(定通)は24月)までとする。

(給付方法)

第7条 県教育委員会は、第4条第1項の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に対し、学び直し支援金を給付する。

2 学び直し支援金の給付は、受給権者が第4条第1項の認定の申請をした日(当該申請が校長に到達した日(次項において「申請日」という。)をいう。)の属する月(受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月。ただし、月の初日以外に入学した場合において、県立学校授業料等条例施行規則(昭和38年岩手県規則第23号)第10条の例によるときは当該月)から始め、当該学び直し支援金を給付すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者が、やむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき(当該申請が校長に到達したときをいう。)は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(代理受領等)

第8条 市町村は、市町村立高等学校に在学する受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

2 県教育委員会は、県立高等学校に在学する受給権者に給付すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、学び直し支援金の給付があったものとみなす。

(給付事由消滅の通知及び届出)

第9条 校長は、受給権者に係る学び直し支援金の給付を受ける事由が消滅したとき（当該受給権者が卒業し若しくは修了した者となったときを除く。次項において同じ。）は、その旨を受給権者であった者に対し、県教育委員会が別に定めるところにより通知しなければならない。

2 市町村は、市町村立高等学校に在学する受給権者に係る学び直し支援金の給付を受ける事由が消滅したときは、県教育委員会が別に定めるところにより県教育委員会に届け出なければならない。

（給付の額の通知）

第10条 校長は、第4条第1項の認定をしたときから6月までの間及び各年度の7月から当該年度の翌年度の6月までの間における最初の学び直し支援金を給付したときは、当該学び直し支援金の額を、県教育委員会が別に定めるところにより、受給権者に通知しなければならない。

2 校長は、受給権者に給付した学び直し支援金の額が前月に当該受給権者に給付した学び直し支援金の額と異なるときは、県教育委員会が別に定めるところにより、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該給付した学び直し支援金が前項の最初の学び直し支援金であるときは、この限りでない。

（給付の停止等）

第11条 学び直し支援金は、受給権者が在学する高等学校を休学した場合において、受給権者が申し出たときは、その給付を停止する。

2 前項の申出は、受給権者が様式第4号による給付停止申出書を校長に提出することによって行うものとする。

3 前項の申出をした受給権者が、第1項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第5号による給付再開申出書に、収入状況届出書等（個人番号を利用する場合は様式第1号（その1）による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等を添付したものをいい、個人番号を利用しない場合は、様式第1号（その2）に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。次条において同じ。）を添付して、校長に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

4 校長は、第1項の申出により給付の停止をしたとき又は前項による給付の再開をしたときは、その旨を当該申出をした受給権者に対し、様式第7号による給付停止通知又は様式第8号による給付再開通知により通知しなければならない。

5 第1項の給付を停止する期間は、第2項による申出をした日の属する月の翌月（申出をした日が月の初日である場合は当該月。）から第3項による該当しなくなった旨の申出をした日の属する月（申出をした日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月。）までの間とする。

6 第1項の規定により当該月に係る学び直し支援金の給付が停止された月は、第3条第8号及び第6条の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

（収入状況の届出等）

第12条 受給権者は、毎年度、県教育委員会が別に定める日までに、収入状況届出書等を、校長に提出しなければならない。ただし、これまでに個人番号の利用によって所得確認が行われている受給権者又は前条第1項の規定により学び直し支援金の給付が停止されている受給権者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、速やかに校長に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に当該保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

3 校長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が第3条第9号に該当しないと認めたときは、第9条第1項によりその者に対して通知しなければならない。

4 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を校長に届け出なければならない。

(給付の一時差止め)

第13条 受給権者が、正当な理由がなく前条第1項の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の給付を一時差し止めることができる。

(給付実績証明書)

第14条 校長は、受給権者又は受給権者であった者から請求があった場合には、学び直し支援金の給付の実績を証明する書類を発行しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の給付に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月3日一部改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年9月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この要綱の適用の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第3条第7号及び第8号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

年 月 日

（県立高等学校長又は岩手県教育委員会）様

岩手県公立高等学校学び直し支援金

受給資格認定申請書・ 収入状況届出書  
（該当する方に印を付けてください。）

- 岩手県公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を申請します。  
 岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（該当する方に印を付けてください。）

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村	
保護者等の連絡先				
生徒が在学する 学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記載不要。）

①現在の学校の 在学期間	学校名  立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の 在学期間	学校名  立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

保護者等の  月 1 日時点における状況は以下のとおりです。(  欄は申請・届出を行う月を記入)

(1) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等)については次のとおりです。(次の①から⑤までのいずれかに印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写しを提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが地方住民税を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合
--------------------------	---

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄((2)に印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、に印を付けてください。)

都道 府県	市区 町村	都道 府県	市区 町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

**【3. 確認事項】**

岩手県公立高等学校学び直し支援金を授業料に充てるとともに、岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付に必要な事務手続を在学する校長(市町村立高等学校に在学する場合は岩手県教育委員会)に委任することを了承します。

(記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。)

学校受付日                      年    月    日 (学校において記入。)

## 岩手県公立高等学校学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒の授業料に充てる岩手県公立高等学校学び直し支援金を給付し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに高等学校等就学支援金又は学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、下記の期間をいいます。  
 ① 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給が停止された期間  
 ② 日本国内に住所を有していなかった期間  
 ③ 所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間  
 ④ 平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間  
 ⑤ 平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、下記のいずれか該当するものを記入すること。

① 高等学校（全日制）	② 高等学校（定時制）	③ 高等学校（通信制）
④ 中等教育学校（後期課程）	⑤ 特別支援学校（高等部）	⑥ 高等専門学校（1～3学年）
⑦ 専修学校（高等課程）昼間学科	⑧ 専修学校（一般課程）昼間学科	⑨ 専修学校（高等課程）夜間等学科
⑩ 専修学校（一般課程）夜間等学科	⑪ 専修学校（高等課程）通信制学科	⑫ 専修学校（一般課程）通信制学科
⑬ 各種学校（外国人学校）	⑭ 各種学校（その他）	

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。  
 ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長  
 ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長  
 ③ 法人である未成年後見人  
 ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人  
 ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1) ④及び⑤に含まれます。

- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①から③までに該当するときは、保護者全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写しを添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

## 留意事項

- イ 岩手県教育委員会が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額（令和2年6月支給分までは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額）を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ニ 以下の者は、岩手県公立高等学校学び直し支援金の受給資格はありません。
- ①過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。
  - ②高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者
  - ③平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者  
※平成26年4月1日以降に入学した場合でも、高等学校等就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。
  - ④高等学校等を退学したことの無い者
  - ⑤再入学した学校が単位制の高等学校の場合、当該単位制高等学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校における就学支援金の支給単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超える者
  - ⑥高等学校等に在学した期間が通算して48月（定時制及び通信制は72月）を超える者又は学び直し支援金の給付を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者
  - ⑦保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者
- ホ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、別に定める期限までに、収入状況届出書を提出
- ト 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額（令和2年6月支給分までは道府県民税所得割額と市町村民税所得割額）の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- チ 個人番号の利用によって地方住民税情報を確認することができず、かつ、正当な理由がなく別に定める期限までに、収入状況届出書の提出がなされないときは、岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付が翌年6月まで一時差し止められますので、必ず提出して  
ください。

年 月 日

(県立高等学校長又は岩手県教育委員会) 様

岩手県公立高等学校学び直し支援金

受給資格認定申請書・ 収入状況届出書  
(該当する方に印を付けてください。)

- 岩手県公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を申請します。
- 岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  
(該当する方に印を付けてください。)

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村	
保護者等の連絡先				
生徒が在学する 学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記載不要。)

①現在の学校の 在学期間	学校名  立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の 在学期間	学校名  立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

保護者等の  月 1 日時点における状況は以下のとおりです。  欄は申請・届出を行う月を記入)

(1) 岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付時期の区分 (該当するものを選択。)

<input type="checkbox"/>	4月～6月 (前年度の課税証明書等)	<input type="checkbox"/>	7月～6月 (当該年度の課税証明書等)
--------------------------	--------------------	--------------------------	---------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑤までのいずれかに印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
		<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。 (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
		生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。(①又は②のいずれかに印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で地方住民税を課されるだけの収入を得ていない場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど地方住民税が課税されていない場合

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄 ((3)の場合は記載不要。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

**【3. 確認事項】**

岩手県公立高等学校学び直し支援金を授業料に充てるとともに、岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付に必要な事務手続を在学する校長(市町村立高等学校に在学する場合は岩手県教育委員会)に委任することを了承します。

(記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。)

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

## 岩手県公立高等学校学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒の授業料に充てる岩手県公立高等学校学び直し支援金を給付し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

## 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに高等学校等就学支援金又は学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、下記の期間をいいます。
- ① 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給が停止された期間
  - ② 日本国内に住所を有していなかった期間
  - ③ 所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間
  - ④ 平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間
  - ⑤ 平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、下記のいずれか該当するものを記入すること。

① 高等学校（全日制）	② 高等学校（定時制）	③ 高等学校（通信制）
④ 中等教育学校（後期課程）	⑤ 特別支援学校（高等部）	⑥ 高等専門学校（1～3学年）
⑦ 専修学校（高等課程）昼間学科	⑧ 専修学校（一般課程）昼間学科	⑨ 専修学校（高等課程）夜間等学科
⑩ 専修学校（一般課程）夜間等学科	⑪ 専修学校（高等課程）通信制学科	⑫ 専修学校（一般課程）通信制学科
⑬ 各種学校（外国人学校）	⑭ 各種学校（その他）	

## 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の給付については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出し、給付要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで給付を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③ 法人である未成年後見人
  - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)①の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①から③までに該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。  
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

### 留意事項

- イ 以下の者は、岩手県公立高等学校学び直し支援金の受給資格はありません。
- ①過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。
  - ②高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者
  - ③平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者  
※平成26年4月1日以降に入学した場合でも、高等学校等就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。
  - ④高等学校等を退学したことの無い者
  - ⑤再入学した学校が単位制の高等学校の場合、当該単位制高等学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校における就学支援金の支給単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超える者
  - ⑥高等学校等に在学した期間が通算して48月（定時制及び通信制は72月）を超える者又は学び直し支援金の給付を通算して12月（定時制・通信制は24月）を受けた者
  - ⑦保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者
- ロ 令和2年7月支給分以降の申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、別に定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により地方住民税額の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ホ 正当な理由がなく別に定める期限までに、収入状況届出書の提出がなされないときは、岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付が翌年6月まで一時差し止められますので、必ず提出してください。

様式第2号（第4条第2項関係）

第 年 月 日

（給付対象者） 様

（県立高等学校長又は岩手県教育委員会）

岩手県公立高等学校学び直し支援金の受給資格認定について

岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱第4条第1項の規定に基づき、岩手県公立高等学校学び直し支援金の受給資格について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 給付対象者
- 3 在籍高等学校
- 4 学校種・課程等の別
- 5 認定年月 年 月
- 6 給付限度期間 年 月まで

あなたに給付される岩手県公立高等学校学び直し支援金は、あなたが納めるべき授業料に充当されます。

なお、上記内容は、現在の高等学校に在学している場合に限り給付します。

【留意事項】

学び直し支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、認定手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

担当者

電 話

（申請者） 様

（県立高等学校長又は岩手県教育委員会）

岩手県公立高等学校学び直し支援金の受給資格認定について

岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱第4条第1項の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

（理由）

※不認定の理由が所得制限に係る要件のみである場合は、下記を記載すること。  
今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となりますが、次の7月以降に所得要件を満たすこととなる場合には、学び直し支援金の受給が可能となります。  
ただし、その際は再度、受給資格認定の申請を行う必要があります。

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、岩手県教育委員会教育長（処分を決定した者が岩手県教育委員会の場合は、岩手県教育委員会）に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）  
まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記担当者まで確認してください。  
岩手県立〇〇高等学校 担当 〇〇 〇〇  
電話 〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇  
その上で、審査請求を行う場合は、下記まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。  
岩手県教育委員会事務局教育企画室  
電話 〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

（県立高等学校長又は岩手県教育委員会） 様

岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付停止申出書

休学のため、岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付を一時停止することを申し出ます。

（注）保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓			名	
	住所					
※学校	学校の名称					
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地					
	休学開始日	年 月 日				

※印の欄は記入不要です。

※受付日 年 月 日

年 月 日

（県立高等学校長又は岩手県教育委員会） 様

岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付再開申出書

岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付を再開することを申し出ます。

（注）保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所				
※学校	学校の名称				
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地				
	復学日		年	月	日

岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付の再開に当たっては、給付再開月の保護者等の収入の状況について、別添「『保護者等の収入の状況に関する事項』に係る届出書」を併せて提出してください。ただし、既に給付再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は記入不要です。

※受付日 年 月 日

様式第6号（第11条第3項関係） 削除

様式第7号（第11条第4項関係）

第 年 月 号  
日

（給付対象者） 様

（県立高等学校長又は岩手県教育委員会）

岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付の停止について

岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱第11条第1項の規定に基づき、岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、給付を停止する理由がやんだ場合には、再度申し出てください。

記

- 1 認定番号
- 2 給付対象者
- 3 在籍高等学校
- 4 学校種・課程等の別
- 5 給付期間 年 月 ～ 年 月
- 6 給付停止期日 年 月

担当者

電 話

様式第8号（第11条第4項関係）

第 年 月 号  
日

（給付対象者） 様

（県立高等学校長又は岩手県教育委員会）

岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付の再開について

岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱第11条第3項の規定に基づき、岩手県公立高等学校学び直し支援金の給付を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 給付対象者
- 3 在籍高等学校
- 4 学校種・課程等の別
- 5 給付期間 年 月 ～ 年 月
- 6 給付停止期日 年 月
- 7 給付再開期日 年 月

担当者

電 話